

(5) 財団法人 鳥取県国際交流財団給与等状況報告書

1 職員給与費の状況(平成18年度)

職員数	給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
8人	18,363千円	3,377千円	3,434千円	25,174千円

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(平成19年4月1日現在)

国際交流推進員職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
160,775円	178,786円	32歳

- (注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
 2 「平均給与月額」は、給料に扶養手当等の職員手当を加えたものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況(平成19年4月1日現在)

区分	初任給	備考
国際交流推進員職	大学卒	156,200円
	高校卒	156,200円
		公社等職員の基準給料・主事級最低額に1.1を乗じた額。

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成19年4月1日現在)

区分	経験年数	5年	10年	20年	30年	備考
国際交流推進員職	大学卒	160,775円	- 円	- 円	- 円	
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員給料の調整額の状況(平成18年度)

制度なし

(注) 調整額とは、職務の複雑性、困難性、勤務環境が同じ職務の級にある他の職に比べ特殊であり、給料月額を調整し、給料の一部として支給するものです。

6 職員手当の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	内 容			
期末手当 勤勉手当 （次長級以上は 県の規定に準 ずる）	（支給割合）			
	区 分	期末手当	勤勉手当	
	6 月期	0.235 月分 (1.3) 《 1.3 》	0.075 月分 (0.71) 《 0.7 》	
	1 2 月期	0.265 月分 (1.5) 《 1.5 》	0.075 月分 (0.71) 《 0.7 》	
	計	0.5 月分 (2.8) 《 2.8 》	0.15 月分 (1.42) 《 1.4 》	
（注）（ ）内は事務局長、《 》が次長の支給割合です。 職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有				
（平成18年度実績）				
支給総額		支給職員数	一人当たり 平均支給額	
3,434,192円		8 人	429,274円	
退職手当 （県の規定に準 ずる）	（支給率）			
	区 分	自己都合	勸奨・定年	
	勤続20年	23.5月分	30.55月分	
	勤続25年	33.5月分	41.34月分	
	勤続35年	47.5月分	59.28月分	
	勤続40年	53.5月分	59.28月分	
（その他の加算措置） ・定年前早期退職特例措置 制度なし ・在職期間中の各月について、職員の属する区分に応じて定める調整月額のうち、その額の多いものから60月分の調整月額を合計した額を加算				
（経過措置） 平成18年4月1日から施行された退職手当の規定による額が、施行日前日において改正前の算定方法により計算した額より下がることとなる職員に対する保障措置を設ける。				
（平成18年度実績）				
		1人当たり平均支給額	468,600円	
時間外勤務 手当	年 度	支給総額	支給対象 職員数	1人当たり 平均支給年額
	平成18年度	1,604,975 円	8 人	200,622 円

区 分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	該当なし	
		(平成18年度実績) 該当なし	
扶養手当 (県の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	12,000円
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,000円
		ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人	6,500円
		エ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	11,000円
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき5,000円を加算
		(平成18年度実績) 該当なし	
住居手当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給
		イ 自宅居住者	2,500円(新築・購入の日から5年を経過するまでの間)
		ウ 単身赴任手当受給者で配偶者の居住する借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例により算出した額の2分の1に相当する額
		(平成18年度実績) 1人当たり平均支給月額 25,250円	
通勤手当 (県の規定に準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の 又は のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 支給単位期間の間通用する定期券の額 通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、2,200円～46,400円を支給
		ウ 公署を異にする異動等に伴い特別急行列車等を利用することとなった職員	1か月の特別急行料金等の2分の1の額(2万円を限度)を加算

区 分	内 容		
	対象職員	支 給	月 額
		工 駐車料金を負担している場合	公共交通機関及び自動車等による通勤している職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常態としている場合に、当該駐車料金を相当する額（1ヶ月あたり3,000円を上限とする。）
		オ ノーマイカーデー運動に参加する場合	通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員において、ノーマイカーデー運動に参加する場合に、月3回の公共交通機関の利用料金の増減を考慮する。
	（平成18年度実績）		
		支給総額	支給職員数
	1,165,600円	8人	12,142円

7 役員の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当	備 考
常 務 理 事	226,100 円	6月期 2.0月分 12月期 2.2月分	

- ・ 役員の報酬は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。（寄附行為第18条）
- ・ 常務理事については、常勤のため「公社等職員の基準給料」事務局長職の5%カット後の金額の給料及び県職員の規程に準ずる手当を支払うこととしている。
- ・ 常務理事以外は非常勤のため無報酬としている。

8 給与制度の変更

（1） 変更内容

区 分	変 更 後	変 更 前
給料月額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採用～3年未満 156,200円 ・ 勤続3年後で経験・成績等が良好と認めた場合 161,690円 県職員初任給額170,200円に0.95を乗じた額。	156,200円 公社等職員の基準給料・主事級最低額142,000円に1.1を乗じた額。年次による定期昇給はなし。

（2） 適用日 平成19年4月1日